

公民館とは何なのか

—地域づくりと社会教育の役割をめぐって—

牧野 篤

(大正大学教授・東京大学名誉教授)

I . 自治の基盤を耕す社会教育

1. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育

2024年6月25日

**中央教育審議会 総会
生涯学習分科会 審議の整理
社会教育人材部会 最終まとめ**

**文部科学大臣より「社会教育の在り方」諮問
「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」**

2. 人々のかかわり・つながりの創出を通して 協力し合う関係の土壌を耕す社会教育

第4期教育振興基本計画（2023年度～2027年度）

基本的考え方

「教育こそが、社会を牽引する駆動力の中核を担う営み」
「一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、
教育の果たす役割はますます大きくなっている」

総括的基本方針

「持続可能な社会の創り手の育成」
「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」

「地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、
社会教育による「学び」を通じて
人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、
協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められる。
こうして形成された地域の人々の関係は
持続的な地域コミュニティの基盤となり、
ひいては社会全体の基盤となる。
「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出されることにより、
地域コミュニティにおける個人と
地域全体のウェルビーイングの向上がもたらされる。
地域で人と人とのつながりを作り、
協調的な幸福感を紡ごうと取り組んでいる人たちが
自信と誇りを持つことができるようにしていく必要がある。」

「社会教育は、地域住民が共に学ぶものであり、
地域コミュニティ形成の営みという性格を強く有している。
近年、防災、福祉、産業振興、文化交流など、
広義のまちづくり・地域づくりに関する
多様な行政分野において、その地域課題の解決に向けて、
関係省庁が地域コミュニティに関する政策を提示している。
これらの政策は地域コミュニティが維持されていてこそ
機能するものであり、
社会教育の役割が重要となる。」

3. 社会教育の概念を問う

社会教育という概念：

学校教育との対比によって規定されてきた

社会教育は、歴史的に学校教育との対比において、
学校教育の「補足」「拡張」「代位」「以外」、さらに「移行」などと
発達形態が規定され、
また現行の社会教育法第2条には
「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、
主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動
（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう」と規定されている。



個人の要望と社会の要請が前面化して、社会において行われる教育とされる

社会教育は、
本計画において、
改めて地域コミュニティを基盤とする社会の土台である
人と人との「かかわり」や「つながり」の土壌を耕しておく
という役割が強調され、
それが社会の持続可能性およびウェルビーイングと
結びつけられている

第4期教育振興基本計画

**社会教育が人々のかかわりの土壌を耕すことで、
この社会が豊かな基盤をつくることになり、
それが防災や福祉、産業振興、文化交流など、
いわば首長部局の一般行政が有効に機能することにもつながることが指摘**

**「学び」による住民自治を
社会により深く実装することが求められる時代となったとの認識**

4. 社会教育の歴史的な性格

社会教育

1920年 行政上の用語として文部省普通学務局通牒に

1921年 文部省官制として採用

1924年 文部省内に社会教育課（官制上の正式用語に）

それ以前は、**通俗教育**

通俗教育：学校に行けなかった成人を主な対象として、近代的知識を通俗的に（易しく）伝え、啓蒙した。保護者に対して、子どもたちを学校に上げるように、促した（就学督励）など

思想善導・社会教化・生活改善

国家の次世代を育成する青年団の形成と普及・動員を通して、思想善導・社会教化さらに生活改善を進め、社会を安定的に形成していくことが志向されている

内務行政の補完的位置づけ

社会教育は教育行政内部では一つの行政領域を形成するように態勢が整備されていくが、その内実は内務行政と相補的というよりは、内務行政の補完的な位置づけを持ったものとして展開していく

社会教育主事の役割も、民衆生活の様々な局面にかかわりつつ、合理的実用的知識の普及による生活改善と自治精神の向上、さらに思想善導、娯楽を通じた精神生活への関与、その上、体育などの奨励による体質改善など、社会基盤の安定と資本主義経済の発展そして国家の発展に貢献する民衆の育成であったこと、それらが内務行政の社会事業や思想善導・民衆教化と重なりあっていた

社会教育固有の存在理由の喪失

これが、社会教育の存在理由の喪失を招くことになった
1929年に社会教育課が青年訓練所・実業補習学校・壮丁教育調査・社会教化団体・生活改善などを所掌する社会教育局へと拡充・発展され、1932年には地方に社会教育委員の設置が勧奨されるなど、**社会教育の体制整備**が進められつつも、**戦時体制に向かう過程**で、それらは改変され、**1942年**には宗教局と合併して**教化局**となり、**翌年**さらに図書局とともに思想局を発展的に改組した**教学局**に吸収されることとなり、文部省から社会教育を単独で所掌する組織はなくなり、更に地方においても、1944年には**社会教育委員が「都道府県思想指導委員会」の地方委員**に位置づけられて、**戦争遂行のための思想統制を担う機能へと限定**されていくこととなる
社会教育は、戦時下にあって、本来持っていたはずの合理的知識の普及、民衆生活の改善や自治の精神の向上などの機能を失い、**思想統制の道具へと組み換えられ**ていってしまい、1945年8月に敗戦を迎える

公民館の設置推進

1946年には、文部次官通牒「**公民館の設置運営について**」が発出され、公民館の設置が全国に到達され、その後、急速に日本社会に普及した

「昭和二十一年七月五日発社第一二二号 各地方長官あて 文部次官「公民館の設置運営について」」、1946年7月

寺中構想

公民館の構想をリードし、後に公民館構想が寺中構想と呼ばれるようになる当時の文部省公民教育課長・寺中作雄は、次のように公民館を語っている

「第一に公民館は一の社会教育機関である。
第二に公民館は一の社交娯楽機関である。
第三に公民館は町村自治振興の機関である。
第四に公民館は産業振興の機関でもある。
第五に公民館は新しい時代に処すべき青年の育成に最も関心をもつ機関である。」

寺中作雄『公民館の建設—新しい町村の文化施設—』、公民館協会、1946年、18-27頁

住民自治の拠点としての公民館

平和な社会の基盤が、民主的で豊かな物質生活をみんなの手でつくりだし、担うふるさとづくりであり、その拠点として公民館が構想され、広がっていった

この公民館の構想を全国各地の人々は歓迎し、受けとめ、それぞれのふるさとの再建へと勇んで歩みを進めていく

この思いを、当時の長野県竜丘村（現・長野県飯田市竜丘地区）の公民館報はその第1号でつぎのように述べている

「公民館には特定の役者も演出家も用意されていない。舞台装置も演出家も何もかも一切合財皆がやるのだ。そして観客は一人も居ないのである。そういうのが公民館であろう。面白い芝居を観ようとするのではなく、よい芝居を演じようとするのである。そして一人ひとりが皆揃って千両役者や偉大な演出家になろうとするのである。**公民館には観客は一人も居ないのである。**」

橋本玄進「みんなの公民館」『竜丘村公民館』第1号、1948年3月1日

社会教育の自由のための社会教育法

社会教育は国民の自己教育であり、自由と柔軟性を本質とするが、法的に根拠のない自由は保障できないという公権力的な解釈から社会教育法が策定されたのであり、それゆえに社会教育法は極力、社会教育の自由と柔軟性を侵害するような規定を盛り込まず、むしろ社会教育の自由を守るための法律としてつくられているのだといえる

それだから、社会教育法には当初、社会教育主事に関する規定がなかった

5. 地域をつくる公民館・社会教育

2026年：公民館構想80周年

寺中構想

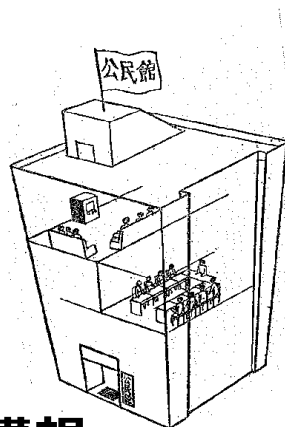
公民館の構想をリードし、後に公民館構想が寺中構想と呼ばれるようになる当時の文部省公民教育課長・寺中作雄は、次のように公民館を語っている

「第一に公民館は一の社会教育機関である。
第二に公民館は一の社交娯楽機関である。
第三に公民館は町村自治振興の機関である。
第四に公民館は産業振興の機関でもある。
第五に公民館は新しい時代に処すべき青年の育成に最も関心をもつ機関である。」

寺中作雄『公民館の建設—新しい町村の文化施設—』、公民館協会、1946年、18-27頁

戦後公民館構想 に見る社会教育

民主的社会教育機関です

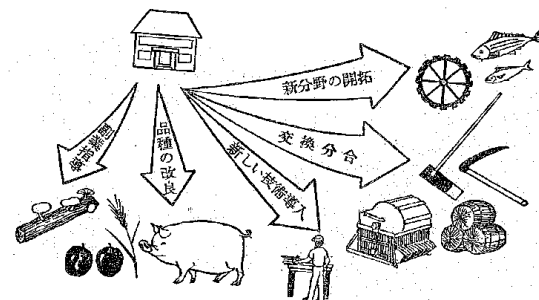


村の茶の間です

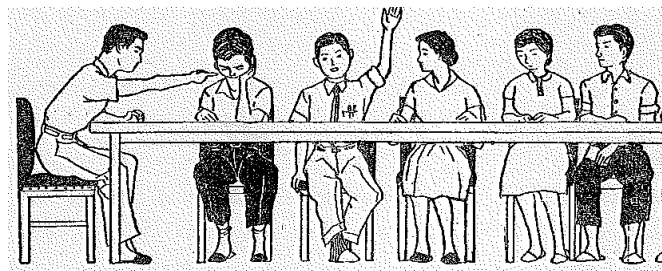
親睦交友を深める施設です



産業振興の原動力です



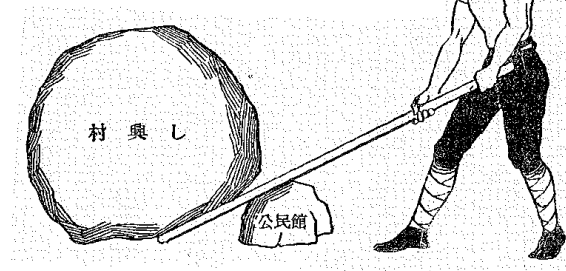
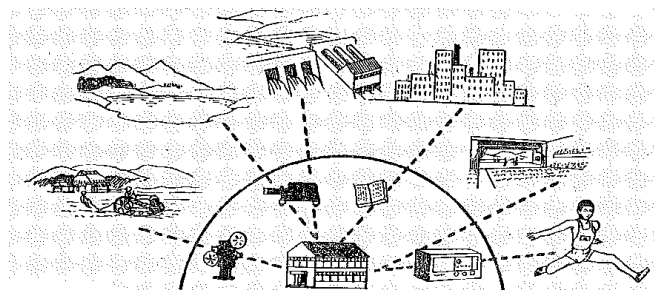
民主主義の訓練場です



「ふるさと」再建のための 一般行政の自治施策と重なる

郷土振興の機関です

文化交流の場です



小和田武紀『公民館図説』(1954年)より：文部科学省提供資料

地域コミュニティの最先端

最先端を住民が支え、担う

ワクワクする生活が生まれる

ワクワクがさらに次の生活をつくり出す

次世代を育成する

社会教育に「目的」はない

社会教育がしっかりしていると、「目的」が生まれる

一般行政は、社会教育の基盤の上で、有効に機能する

**敢えていえば、
社会教育は「社会」を永続させるための営み**

第4期教育振興基本計画

**社会教育が人々のかかわりの土壌を耕すことで、
この社会が豊かな基盤をつくることになり、
それが防災や福祉、産業振興、文化交流など、
いわば首長部局の一般行政が有効に機能することにもつながることが指摘**

**「学び」による住民自治を
社会により深く実装することが求められる時代となったとの認識**

自治の基盤を耕し、形成する社会教育の営み

この基盤的施設としての「公民館」

Ⅱ．公民館を考えるために:指定管理者制度

1. 指定管理者制度について

指定管理者制度について

★ 目的

指定管理者制度は、「公の施設」の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応していくことを目的としている。

★ 指定管理者制度のポイント

- ・ 民間事業者も含む「法人その他の団体」を指定
- ・ 指定管理者による施設使用許可処分も可能
- ・ 地方公共団体の広い運用裁量(複数施設の一括指定など)

★ 「公の施設」とは

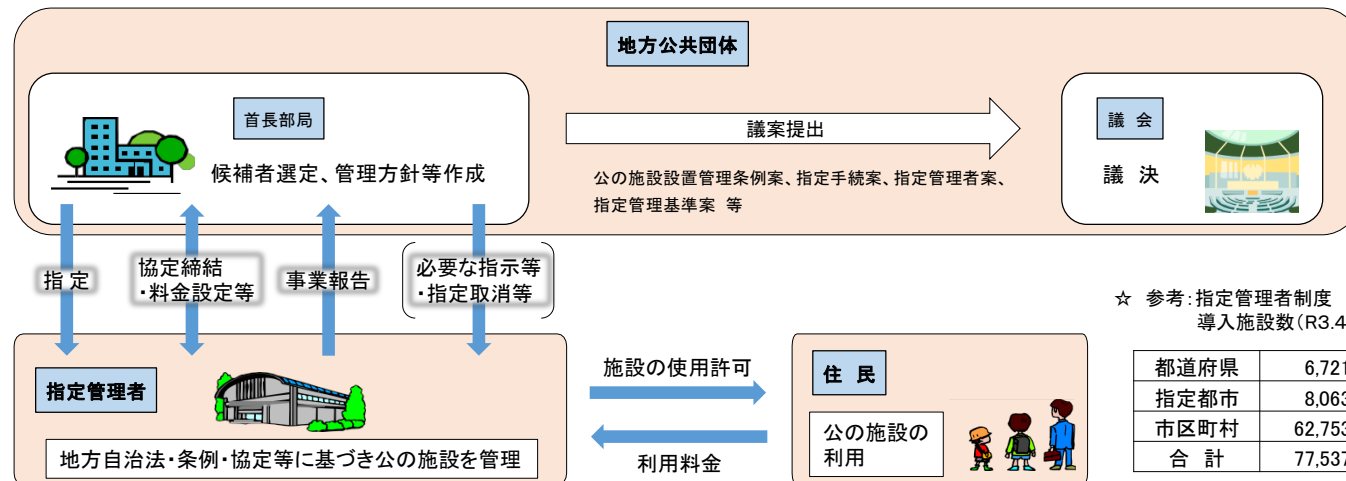
住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設

例: 体育館、博物館、老人福祉施設、公立病院、都市公園など

【要件】

- ① 住民の利用に供するためのもの
- ② 当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの
- ③ 住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの
- ④ 地方公共団体が設けるもの
- ⑤ 施設であること

【指定管理者制度のイメージ】



★ 参考: 指定管理者制度
導入施設数 (R3.4.1)

都道府県	6,721
指定都市	8,063
市区町村	62,753
合計	77,537

総務省自治行政局行政経営支援室 課長補佐 稲垣嘉一「指定管理者制度について」2024年4月26日
https://www.soumu.go.jp/main_content/000949342.pdf

指定管理者制度の概要



指定管理者制度とは、平成15年9月に地方自治法が改正され、公の施設の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定して、その施設の管理を代行して行わせることができるという制度である。

根拠法：**地方自治法**

条文：**第244条の2 第3項**

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

要件

地方自治体側で
条例により自由に
設定可能

期間

地方自治法による
規定はない
（制度上は十年以上
の長期も可能）

対象

公共施設全般
（文化施設のほか、
会議場や駐車場な
ども想定）

文化施設における指定管理者制度のメリット



指定管理者制度のメリット

- ・ 自治体の財政負担の軽減
- ・ 柔軟な組織運営、事業展開によるパフォーマンス向上
- ・ 運営の多様性の確保
- ・ 民間団体等の努力や創意工夫を通じた利用者サービスの質の向上
(利用者ニーズに応じたサービスの提供、開館日・開館時間の拡大、職員・スタッフの接遇向上、利用料金の低下、自主事業の実施)
- ・ 利用許可権も含めて指定管理者に委任できることから、直営の場合と違って関係部署との調整、協議が不要となり、事務の効率化やコスト縮減が期待できる。



文化施設においても効率的な運営は重要であり、施設の専門性や機能の継続性を担保する工夫等も取り入れつつ、文化施設における指定管理者制度の浸透が模索されており、直轄で運営されていた時代よりもサービス・事業の質の向上を図るべく努力している館・地域も見受けられる。

文化施設における指定管理者制度のデメリット



指定管理者制度のデメリット

- ・ 指定管理者の撤退によるサービスの停止
- ・ 極端なコスト縮減等によるサービスの低下
- ・ 適切な人材確保の困難
- ・ 博物館や劇場・音楽堂等継続的な事業を行う文化施設の場合、管理者が変更となった場合には、事業の質が保てなくなるおそれがある。
- ・ 長期的視野に立った運営がなじまない
- ・ 職員の研修機会の確保や後継者の育成等の機会が難しくなる
- ・ 経費節減が、働く職員の労働条件の問題に波及する
- ・ 期間が指定されており、長い継続性の教育の営みになじまないのではないか



公共性の高い文化施設に経済効率性の原則を適用することの抵抗感とともに、継続性への不安から社会から託された貴重な資料を確実に次世代に継承していく、地域の文化芸術活動を専門性と継続性を持って支えるという使命を担う文化施設に、一定期間ごとに主体が入れ替わることを前提に制度設計された指定管理者制度は整合しないといった主張がなされている。

端的には

行政効率の向上とは、ということなのかが問われている

⇒要点は：

**「公の施設」の管理に民間事業者等のノウハウを活用することにより
多様化する住民ニーズに効率的・効果的に対応していくこと**

**⇒公共施設が住民ニーズの多様化に応え、
効率的・効果的な運営がなされること**

⇒効率的・効果的な運営とは？

（公民館の事業）

第二十二條 公民館は、第二十條の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第二十三條 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

2. 「公共」概念の混乱

「質的多様性」の時代への対応への苦慮：

行政効率の重視

地方分権改革

多様化するニーズへの対応

**⇒行政に民間事業者のノウハウを導入し、
多様化するニーズに応える行政サービスの効率的提供
いわゆる「新自由主義的改革」**

「公」概念の混乱へ

混乱

⇒結果的に、住民一人一人を行政に依存させることに
地域コミュニティの自律性を解体し、クレーマーを増やしただけ

⇒一人ひとりが生活の主人公として社会をつくっているという
プライドを毀損

人々は消費者化し、税金で行政サービスを購入する感覚に
クレーマー化する消費者住民

社会の「つながり」「かかわり」が崩れ、自治体が毀損し、生活
が不安定に

人々が分断され、孤立化が進展→「かかわり」の格差と経済格差
が相互に影響

⇒市場も分断・分散化が進み、少子高齢化・人口減少と相俟って、
企業活動が停滞

「公共」：

「公」＝誰がいてもいい場所、誰が使ってもいいもの

⇒一人ひとりが担い手であり、主役であり、他者とともにある場所

「共」＝あるものを切り分けて自分のものにする、私有する

⇒他者のものを切り分けて自分事にする 分けあう

「公共」とはサービスを提供して、住民を消費者にすることではない

草の根の人々のかかわりを自分事化して、自分で社会を担い、運営する

＝民主主義を人々が担い、社会をつくるための基盤整備をすること

民主主義＝被統治者が統治者であり、異論を排除せず、熟議で物事を進める

「公共」＝寄り添い支援(伴走)をすることが本旨

3. 指定管理者の取組を考える

まちを共生のコミュニティへ

—誰にでも価値がある社会へ：アートを重ねる—

新しい発想で：アートを重ねる (沖縄県那覇市若狭公民館)





こども食堂



移動図書館／那覇市立若狭図書館



パーソナルサポートセンター



まちづくり協議会・小学校・PTA

地域主体で 活動継続



「草の根」から〈社会〉をつくる
⇒ 〈ちいさな社会〉をたくさんつくる

「共通善」＝「よきこと」を人と人との間に埋め込む

人と人との関係を「耕す」

＝〈学び〉

Ⅲ. 公民館を考えるために:図書館の新しい流れ

1. 複合化から融合へ

ぎふメディアコスモス



<https://g-mediacosmos.jp>



<https://g-mediacosmos.jp>

武蔵野プレイス



<https://www.musashino.or.jp/place/>



**図書館を地域社会においたとき
その役割について
なにが出来るのか**

2. まちを「図書館」に

海士町「島まるごと図書館構想」

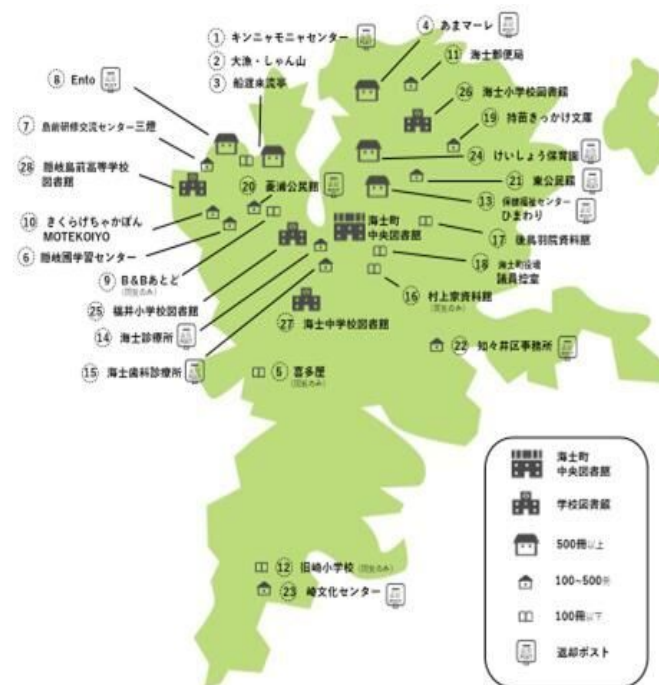
島まるごと図書館構想
～ 信頼で成り立つ仕組み ～

“図書館のない島”というハンディキャップを逆に活かし、
島の学校（保～高）を中心に
地区公民館や港、診療所など
人が集まる既存の施設を図書分館と
位置づけ整備し、
それらを**ネットワーク化**することで、
島全体を一つの「図書館」とする構想。



地区公民館分館 250冊配本

- ・ 町内**29スポット**に広がる
- ・ 島内外だれでも本を借りることができる
- ・ 地域とつくるボトムアップ型図書館



「「ないものはない」を大事にする島で「ある」を生み出す図書館に」
海士町中央図書館 磯谷奈緒子氏
(THE BASE Lab インプットセッション2025年9月30日) 投影資料より

本を起点に対話・学び合い・多様な活動が生まれる町の活動拠点

住民との協働型・持ち込み企画が多い(6~7割) 住民自治の力を育む場としての図書館

図書館をまちの未来を考えるフューチャーセンターに



本を通じた交流イベント



図書館テラスのペンキ塗り作業



高校生による読み聞かせ



高校生ライブ



来館した人に本を手渡そう

「「ないものはない」を大事にする島で「ある」を生み出す図書館に」
海士町中央図書館 磯谷奈緒子氏
(THE BASE Lab インプットセッション2025年9月30日) 投影資料より

図書館はまちのチャレンジスポット！ 図書館の枠を広げよう



ワインを飲みながら本で交流



図書館でボルダリング

「みんなの好きなこと」「得意なこと」
「挑戦してみたかったこと」を集めて
イベントを開催

参画よりもっと自然で自由に楽しい
関わり方を求めて



田んぼで朗読会

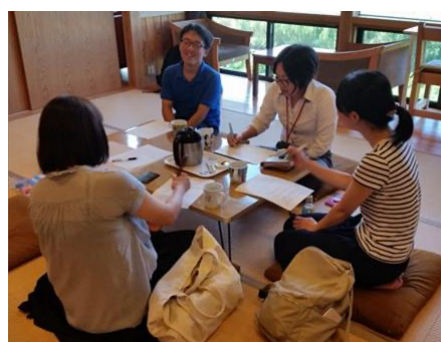
「「ないものはない」を大事にする島で「ある」を生み出す図書館に」
海士町中央図書館 磯谷奈緒子氏
(THE BASE Lab インプットセッション2025年9月30日) 投影資料より

「ない」から「ある」を生み出すまちづくりの源泉となる図書館

- 場や本の提供がまちづくりの源泉となるように
- 図書館活動を通じて「住民自治の力・意識」を育てていけたら



高校生に高校の魅力を語ってもらおう



図書フェス実行委員会



海士ブッククラブ発足会



ジオホテル建設の説明会



島の図書委員会



まちづくり×図書館ワークショップ

「「ないものはない」を大事にする島で「ある」を生み出す図書館に」
海士町中央図書館 磯谷奈緒子氏
(THE BASE Lab インプットセッション2025年9月30日) 投影資料より

ここは図書館なのか、公民館なのか？

公民館にとって必要なものは？

図書館にとって必要なものは？

IV. 公民館を考えるために：「公民館的」なものを考える

a. 都市部の空き家を開放し拠点化する

「住み開き」：

自分の空間をちょっと開いて、公共空間にする

(財)世田谷トラストまちづくり：

「地域共生のいえ」

岡さんのいえTOMO



定期的な居場所をつくる / 開いてるデーカフェ＆駄菓子屋





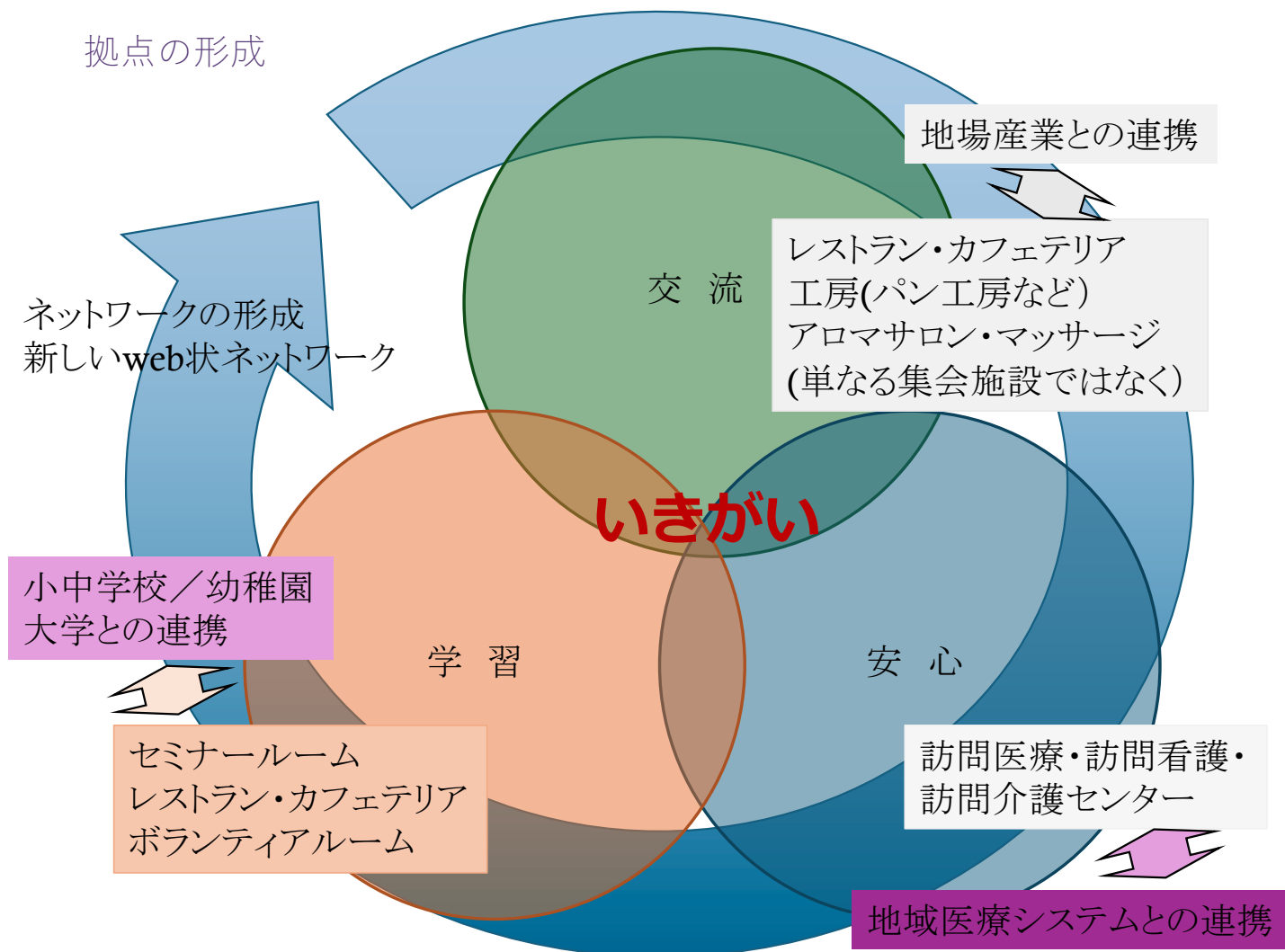
b. 多世代交流型のまちづくり

施設に入らず一生安心

綺麗に老いる

いつまでたっても好奇心を持って

ボランティアは新しいシニア世代のた
しなみ



シニア世代が誘い合ってまちに出かける

シニア世代が仲間とともに活動する

まちがかわる

まちが、自分の居場所・終の棲家になる

自分がまちの宝になる

「わたし」は木で、
「わたしたち」は森。
この森に、
多くの木が育つことを願います。

「タマゴ」プロジェクト

タマゴ＝他＋孫(よその子を孫にしよう)
そうすると
多＋孫(地域の子ども全体が自分の孫になる)



さみしい高齢者とさみしい孫たち

V. 公民館を考えるために：自治公民館を考える

松本市町内公民館に見る公民館の可能性

松本市と東京大学社会教育学・生涯学習論研究室との共同研究

多世代参画型地域共生コミュニティづくりモデル事業

2018年度 市内20地区56町会にヒアリング
2019年度 3モデル町会
(新井町会・鷹匠町会・橋場町会)

町内公民館への訪問

- ・インタビュー
- ・ワークショップ

コロナ禍で活動停止

2023年度 調査再開
大庭町会を加える

	地区	町会	ヒアリング日時
1	島立	三の宮、小柴、町区、大庭	2018/8/12(日)
2	白板	宮瀬東、城西町、宮瀬日向	2018/8/19(日)
3	城北	御土町、白金町、蟻ヶ崎東、蟻ヶ崎台	2018/8/20(月)
4	中央	上土、今町1丁目、土井尻	2018/8/21(火)
5	安曇	島々、稲核、沢渡	2018/9/28(金)
6	奈川	大平、金原、黒川渡	2018/9/29(土)
7	寿	寿田町、百瀬	2018/10/18(木)
8	里山辺	薄町、兎川寺、新井	2018/10/18(木)
9	東部	片端町、東町2丁目、清水中、鶴差町、下横田町	2018/10/19(金)
10	笹賀	二美町2丁目	2018/11/15(木)
11	岡田	岡田町、塩倉、東区	2018/11/16(金)
12	庄内	並柳団地	2018/11/17(土)
13	第一	中条中、伊勢町3丁目、中町3丁目	2018/12/13(木)
14	松南	芳野、宮田中	2018/12/14(金)
15	今井	中村、南耕地、東耕地	2018/12/14(金)
16	松原	第1、第2、第6	2018/12/15(土)
17	内田	第1、第3、第5	2019/1/16(水)
18	芳川	平田、小屋	2019/1/17(木)
19	梓川	上野、横沢、上大妻	2019/1/17(木)
20	田川	渚本村、巾上南、巾上西	2019/1/18(金)

子ども世代とのつながりと新住民とのつながり

町会の新旧住民が子どもを中心としてつながる

**伝統を継続することと子どもを育てることが結びつく
お祭りに子どもたちもかかわる**



図 複合施設「タカノバ」



小川村「星と緑のロマン館」でキャンプ

図 三世代交流キャンプの様子出典：大手公民館・中央
地区福祉ひろば開館20周年記念誌「まちななか」、12頁



公民館のデジタル化が進み、多様な世代層の参加を促進するため新しいアイデアや手段が模索されている。

コロナ禍による一時的な停滞は、人々に考え直す機会を与えてくれた。

活動をしなくても損はないとの声に直面した時、これまでのやり方や体制を見直す必要を喚起したのではないかと思われる。

未来に向けて何を重視すべきかを再検討し、地域づくりの土台である関係づくり、そして人との交流の場の重要性を改めて認識することができた。

それは、**住民が支え合い、安心できる場であり、同時に温かくて楽しい地域コミュニティ**である、つまり、傷ついた人、孤立した人、苦しんでいる人にとって不可欠なセーフティネットである。

これまでの活動の上に、子どもを中心として、住民が結びつく在り方を模索

公民館のデジタル化・大画面ディスプレイの整備

⇒子どもの居場所化

公民館に呼び寄せるだけでなく、外に出て人々を結びつける

⇒タカノバ

コロナで都市部から移住してきた新住民が新たな事業を開きつつ、町会加入

新しい動きをつくりつつ、住民が地域に展開する

橋場町会

若い新住民が伝統芸能・行事を
新しい感覚で復活

地域住民を新たに結びつける

子どもはいないが、住民の結束が強化

橋場新聞 一雑炊橋祭りー

橋場公民館会報

今年の夏祭りは雑炊橋祭りとして実施予定です。感染予防をして祭りをすること
「展示」や「掲示」という手法で実施することが公民会議で可決しました。14日をメイン
にお盆の時期3日程度実施いたします（7月中旬に決定）

- 1 雑炊橋の伝承「お節と清兵衛」人形を制作し東屋に展示（人形約70cm）
- 2 雑炊橋に旗を装飾 橋の欄干左右に古布で和風なカラフルな旗を渡す
- 3 東屋の装飾 七夕や風鈴・お手水などを飾り、彩とお盆の時期お迎えも含む演出する
- 4 見学形式の祭りを内外にインフォメーションする

【地区のみなさんにご協力をお願いする活動】

☆ 雑炊橋の旗を作る ☆

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| ①古布のご寄付 | 7月中旬 |
| ②浴衣を裁き反物にする作業 | 7月中旬～8月初旬 |
| ③旗の紐通し口を作る（ミシンでも 手縫いでもなんでもOK） | 同上 |
| ④作った旗に45m紐を通して橋の左右欄干に設置 | 祭り当日 |

無理なくできそうな作業をお願いしたいのでよろしくお願い致します。

※作って頂いた旗は毎年使用する予定で大切に使っていきます！！

7月10日ごろ迄 ご不要の古浴衣 古反物（綿or化繊）回収

※井上家 不在時裏の縁側に置いて置いてください

ー古浴衣や反物の綿や化繊を集める理由としてー

- ・旗作るのに 縫しろが少なくても良い（縫うのは 紐通しだけ1箇所）
- ・雨が降っても数日野外に設置できる
- ・洗濯やアイロンなどしやすく 保管もしやすい

1987(562)竣工5.8日 25年 PC斜張橋



大庭町会

御柱祭の担当に当たる：子ども木遣り
一年以上前から準備

⇒コミュニケーションが取れる
実施

⇒町会の行事も復活

伝統行事だけでも子どもたちに伝えたい
子ども向けのイベント開催⇒楽しかった

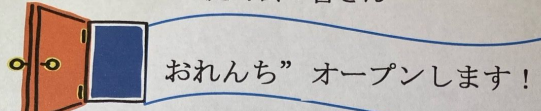
高齢者から子どもまでが伝統行事・防災にかかわる
「おれんち」も復活

子どもをお客様にしない

全戸配布

平成 26 年 6 月 18 日

大庭町会の皆さんへ



おれんち” オープンします！

公民館長 藤森喜久代

日頃から町会・公民館活動にご協力ご理解を頂きましてありがとうございます。

“明るく元気で楽しい”をモットーに身近な交流の場として町会の皆さんに気軽に公民館を利用して頂きたいと思ひ、7月5日（土）より毎月第1土曜日午後6時から公民館居酒屋「おれんち」をオープン致します。公民館居酒屋は市内公民館活動の先駆けとして笹賀地区二美町2丁目公民館長の“住民の心をつなぐ”活動の一環として公民館居酒屋「よってけや」を開きました。そしてそんな活動の中から皆が支えあい、豊かに生活できるまちづくりの理念が芽生え地域づくりのモデルケースとして注目されています。

そこで「大庭公民館でもやってみよう！」と若い人達が手を挙げてくれ今回企画致しました。

「おれんち」は飲み物やつまみは予め用意はしません。又会費もありません。お出掛け頂く皆さんに自分用の飲み物、つまみを持参して頂き、二十歳以上であれば男女の別は勿論の事、お酒を飲める人、飲めない人に関わらずおしゃべりが好き、楽しい事が好き、仲間づくりや地域づくりに関心のある人など、みんなで集まっておいに語りませんか。そしてそこから町内の人たちがより深く知り合い、互いの違いを理解し、支えあう地域づくりのきっかけとなる事が出来たらこんな嬉しい事はありません。

より良い町会目指して心とこころの交流を深めていきましょう。みなさんは是非お出掛け下さい！

記

1. 日 時	7月5日（土）午後6時～9時（以降毎月第1土曜日午後6時から）
2. 場 所	大庭公民館
3. 持ち物	自分用の飲み物、つまみ
4. 会 費	無し



以上

まつもと版 “新たな会食” のすゝめ

地域のお店での会食は、①職場の同僚や仲間とのコミュニケーションの場 ②家族のお祝いや思い出の場 ③地域コミュニティの絆を深める場 ④美味しい料理と心温まるサービスに癒されたり、ストレス発散できる場など、私たちの社会生活や日常生活に潤いをもたらす不可欠なものです。

松本市では、すべての人に安心して飲食を楽しんでいただくため、会食の際に気を付けていただきたいことを長野県の「信州版“新たな会食”のすゝめ」をもとに、「まつもと版“新たな会食”のすゝめ」としてまとめました。お一人で利用される場合も、実践してみてください。

感染防止の3つの基本

①人と人の距離の確保

- 人と人との間は1m以上あけよう
- おしゃべりするときは飛沫防止バネル越し、できるだけ真正面は避けよう

②マスクの着用・咳エチケット

- 会食前後のマスクの着用と咳エチケットを徹底しよう
- 周囲の状況に応じて適時マスクを活用しよう

③こまめな手洗い・手指消毒

- 食事の前後は、手洗い・手指消毒を徹底しよう
- 消毒用アルコールを使った手指の消毒も効果的

食マエ ～準備は入念に！～

- 会食の時期・人数・利用時間・メニューなどについて参加者同士で確認しよう！
- 次のような感染拡大予防ガイドラインを遵守しているお店を選ぼう！
- テーブルの間を空けるか、アクリル板で区切る
- 出入口や手洗い場には消毒液を用意
- お客様が入れ替わる都度、テーブルを消毒
- こまめな換気
- 体調の悪いときは参加をやめよう！
(体調が悪っても2日は控える)

食ナカ ～感染予防をして楽しもう！～

- 室内では参加者同士で概ね1mの距離をとろう！
- 会食は概ね2時間以内にしよう！
- 会話時にはマスクを着用し、大声の会話を避けよう！
- 料理の取り分けや回し飲みを避け、自分の箸やコップを使おう！
- お酌や席の移動はやめよう！
- 会食前後には必ず手指消毒をしよう！

食アト ～フォローまでしっかりと～

- 帰宅後、手洗い、うがい、入浴、着替えをしよう！
- 体調に変化があった場合、速やかにかかりつけ医に相談しよう！

三密の回避

外出時は「密」を避けよう

- ①換気の悪い密閉空間
- ②みんなが集まる密集場所
- ③近くで話す密接場面

三密は集団感染のリスクが高くなります

1

2

3

- お役立ちサイト -

松本市 新型コロナウイルス
感染対策 総合サイト

【南】新型コロナ対策推進官
サイト

松 本 市

大庭町会・公民館だより

発行 令和4年8月
vol.28
大庭町会・公民館
《264世帯587人》

*** コロナの状況と行事実施判断 ***

長野県は7月20日に「医療警報」を発表し、松本圏域の感染警戒レベルを4に引き上げました。その趣旨として…

- 爆発的な感染拡大局面を迎えておりすでに1日の新規陽性者が過去最多を上回るなど外来診療がひっ迫しつつある状況であること。
- 新規陽性者数の増加に伴い、入院者数も急速に増加していること。
- 日・5系統の更なる置き換わりの進行や夏休みによる接触機会の増加等により、今後、高齢者等を中心として重症者が発生・増加し、医療提供体制が急速にひっ迫することが懸念されること。

等が挙げられています。

町会・公民館行事の当面の実施判断は右表の通りですが、県の「医療警報」発出と今後さらに予想される感染拡大を鑑みれば変更する可能性は十分あり、行事毎に慎重に再検討してゆきます。感染リスクを最大限減らす努力はもちろんです、合わせて社会活動（コミュニティづくり）の重要性も認識しながら判断してまいります。

事業計画の実施状況（8～9月）

8月 3日	氷 青山組・ほんぼん 青成会（実施）
8月 6日	土 公民館前庭 ねんち（中止）
8月20日	土 納涼祭（中止）
8月22日	月 健康講座（実施）
9月 4日	火 秋の月夜酒場（実施）
9月11日	日 島立地区ソフトボール大会（実施）
9月19日	日 敬老祝賀会（実施）
9月20日	月 健康講座（実施）

中学生のボランティア活動

毎年恒例の中学生の皆さんによる公民館の清掃活動を行いました。夏休み初日の7月26日、普段船型に行っている海濱でなかなか手が回らない窓拭きをも、名称がそのままの目的になっており、草刈り作業の他中心に行いました。中学生の皆さん、ありがとうございました。

実は参加者には手当が支給されますし、農家組合員でなくても参加できます。

- ちなみに8月は20日（土）に行います。ご希望の方は朝5時半に公民館にお出で下さい。
- 機械（仮払い機）がなくてもできる作業はあります。

木定

昨年度からの懸案でありましたちびっ子広場の伐木に発生する害虫（アミシロ）防除対策のため大掛かりな剪定作業を実施しました。市の公園緑地課から依頼を受けた業者が本年度予算分6本を行いました。今後数年かけて全て行う予定です。☆☆☆

アプターのピフォー

アプターという名前を聞いた事があるかもしれません。また、保護司がどのような仕事をしているか知っていますでしょうか。保護司は、法務大臣が委嘱する更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないようその立ち直りを助けるとともに、犯罪予防のための世論の啓発に取り組むなど、安全・安心な地域社会づくりのために活動しています。

県内には19の地区保護司会があり、松本地区保護司会は現在94名（女性25名）の保護司がおります。近年、事件数も減り保護観察対象者は減少傾向にありますが、残念ながらにはなりません。保護司の活動に興味のある方がおいでになりましたら説明に伺いますので、是非ご連絡をいただけたらと思います。連絡先：鎌倉宏至（090-3223-5917）または町会役員迄。

（2組 保護司 鎌倉 宏至 様）

奇巧のお願い（エッセイ）短歌（川柳）（歴史）（他）…ジャンルは問いません。町会・公民館役員までご連絡ください

大庭

町会（地域コミュニティ）を持続可能なものとする要素：

思い・誇り・意地
よそ者
子ども

伝統行事・伝統芸能
伝統と革新

子どもをお客様にしない

誰もが当事者となる

地縁関係にこだわらない⇒アウトリーチ、外からのかかわり、交流

芸術・文化そのものの効能
コミュニティ形成や維持
直接的な有用性

⇒人々を結びつける
生きる意欲
互いに尊重しあう
⇒プライド

芸術・文化の本当の力
(平田オリザさんの話)
に加えて

公共財・つながり・共通善

恩送り

社会的処方
(居場所・出番)

芸術・文化による社会的包摂
相互の慮り・尊重

社会の基盤を「耕す」社会教育=自治の基盤としての社会教育

VI. 改めて公民館とは、社会教育とは

1. 「楽しさ」に駆動される〈社会〉

**曖昧でゆるやかで、
関心をもつ人々が
多重に覆い被さることが必要**

「ことば」がものをいう

「ことば」が社会に信頼をつくる

「ことば」が相互肯定感を生み出す

「ことば」が自分を社会に位置づける

「ことば」が〈ちいさな社会〉の基盤となる

「ことば」が生きる力を生み出す

「楽しさ」「愉しさ」に駆動される

試行錯誤

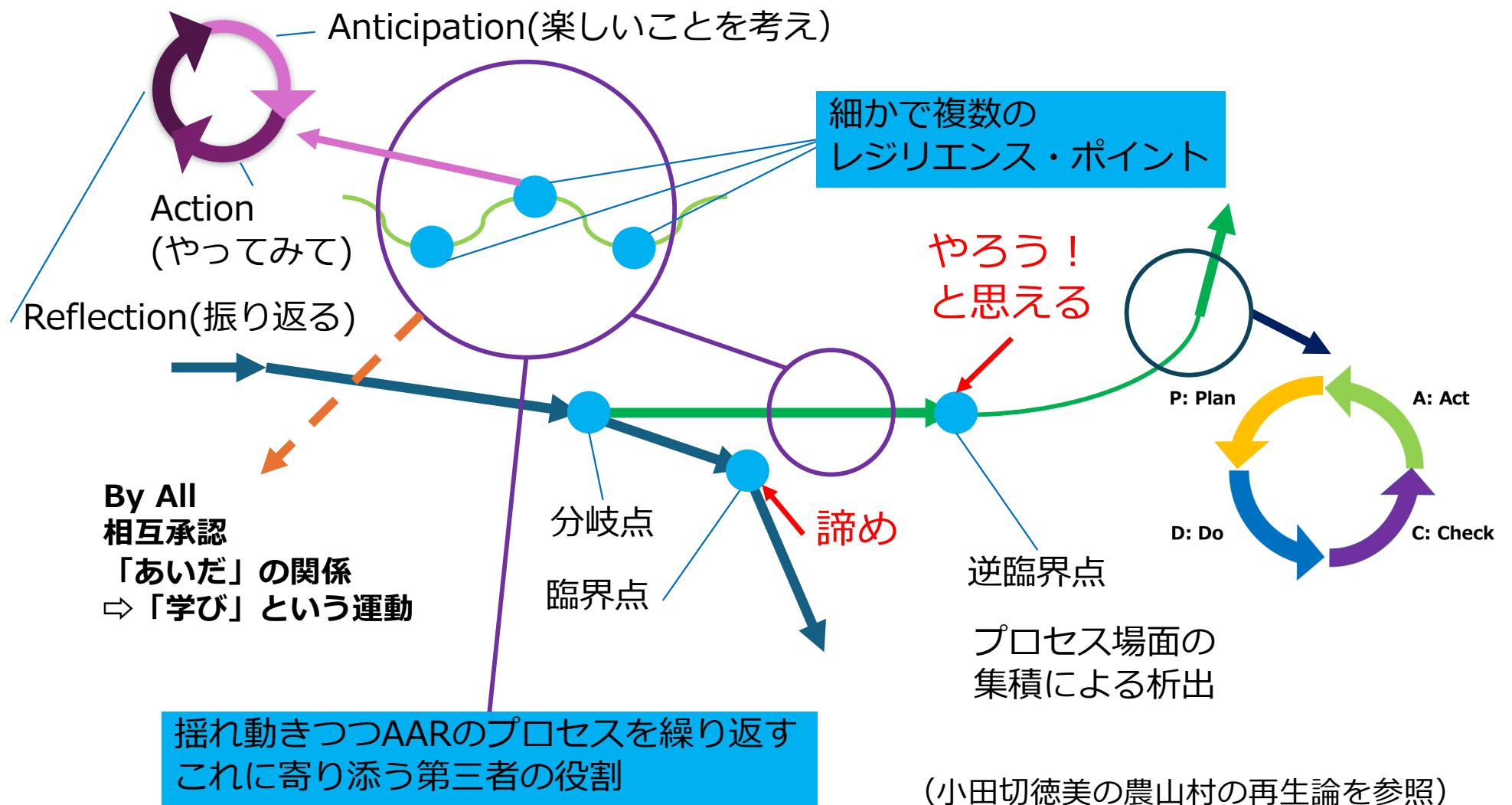
開放系の構造

**「そうだよね」「そうだよね」
「でもね……」
ではなく**

**「そうだよね」「そうだよね」
「だったら、こうしよう！」
の関係へ**

コミュニティは、空間だけではなく、
人々がともに生きる「運動」としてのコミュニティへ
「運動」を駆動するセンス・オブ・ワンダー

2. PDCAからAARへ



A: Anticipation

Anticipation : 予期する・予測する
⇒何か「楽しいこと・うれしいこと」
を考えてウキウキする

Action : やってみる

Reflection : 振り返る
⇒評価しない
振り返って、さらにAnticipation
どんどん多様になる

A: Action

R: Reflection

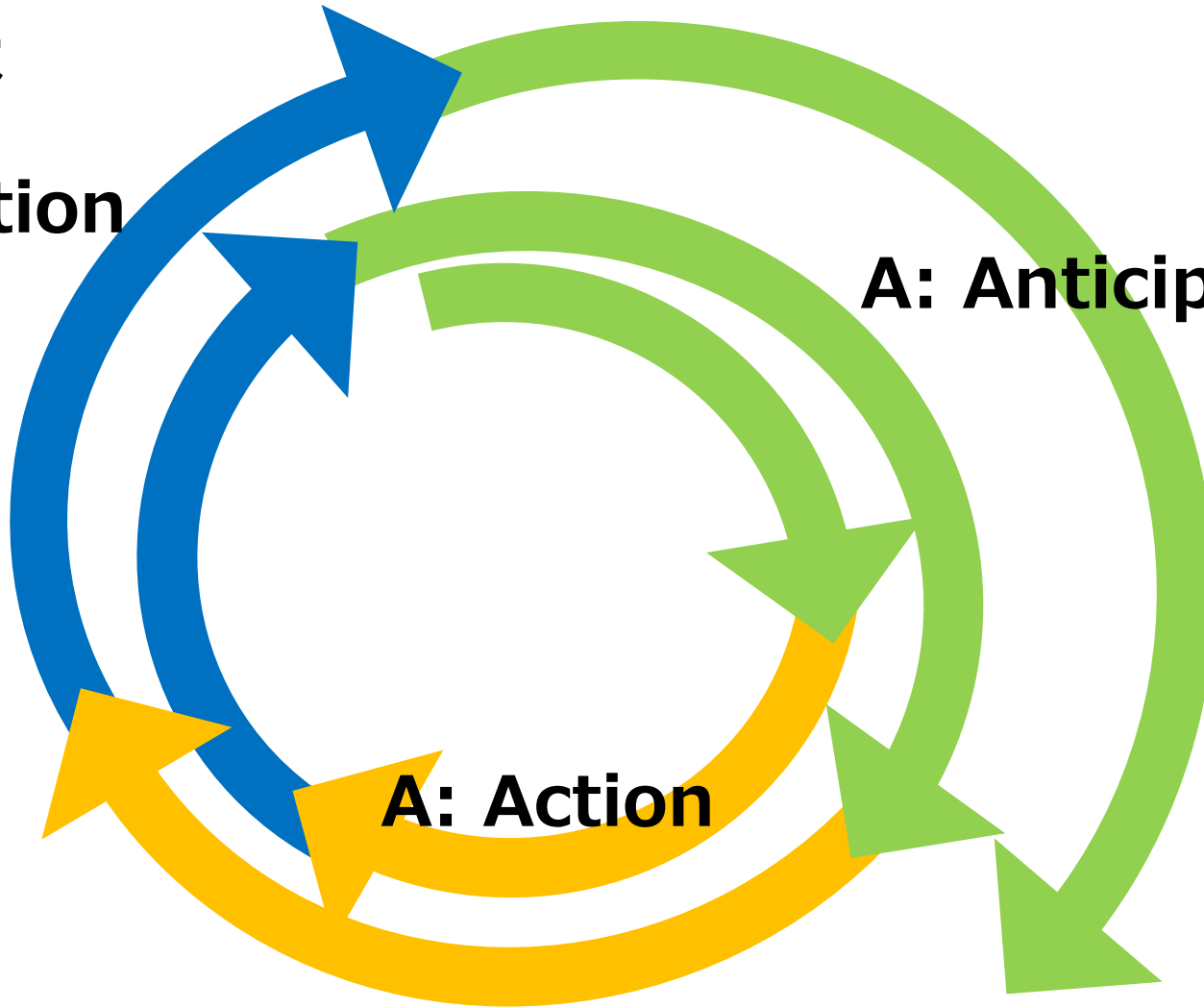
参考 : OECD Learning compass 2030
https://www.oecd.org/education/2030-project/teaching-and-learning/learning/learning-compass-2030/in_brief_Learning_Compass.pdf

実際は

R: Reflection

A: Anticipation

A: Action



コミュニティはAAR循環をつくりだす「場」

**空間だけではなく、
人々がともに生きる「運動」としてのコミュニティへ**

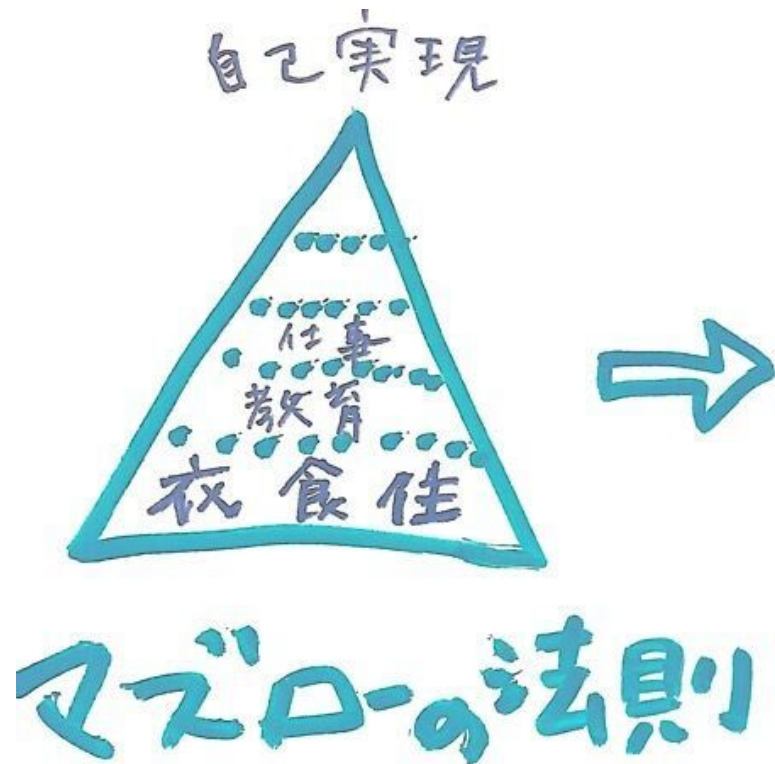
「運動」を駆動するセンス・オブ・ワンダー

3. FOR ALLの上にBY ALLへ

子どもたちが自分の生活や社会の当事者となる

高齢者が伴走することで、高齢者自身が主役となる

4. 「はまる」と、「育つ」



Maslow's Law



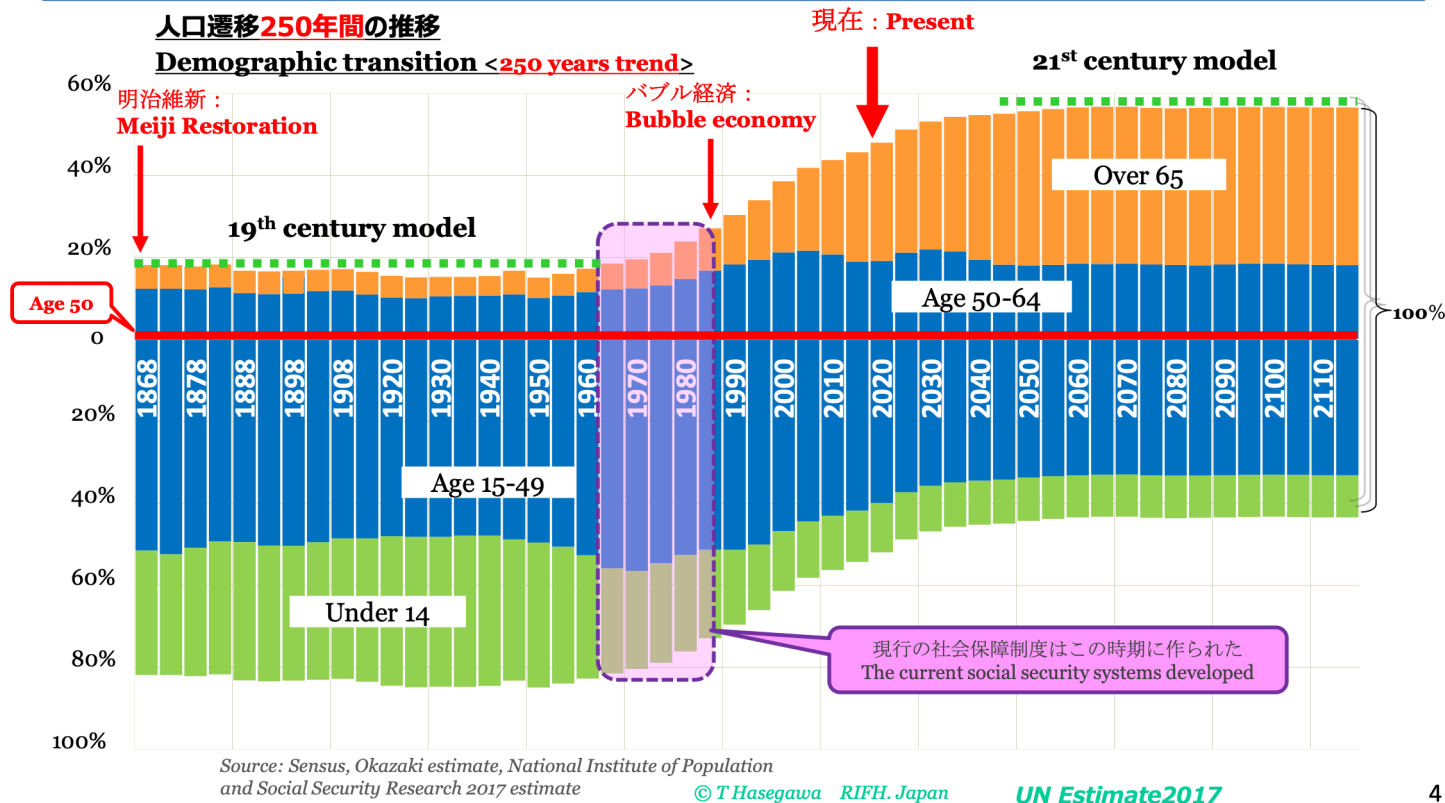
Jigsaw-puzzle model

上田假奈代氏提供資料

5. 新しい三世代

人口構造の遷移 Japan's demographic structure & transition

- There has been a **major shift in the population structure** from the 19th to the 21st century.
- It will be **impossible** to maintain the **social security systems** established in 1960-80s.



家庭内三世代同居
育児と家計の維持
一元的な価値観
強い共同体規制



都市部への人口流出
核家族化
家庭の孤立
少子・高齢化



価値の多様化
個人の孤立
都市内三世代同居
分散化

拡大基調

縮小・分散

社会は三世代の中抜きでつながっていく

じじばば⇨孫

都市部に条件ができている
家庭内三世代ではなく、**都市内三世代同居**

3つのun

3つの「Un」で駆動するプロセス
=みんなが主人公になる構え

- **Unmute 対話しよう**
- **Unlearn 学びほぐそう**
 - ⇒ **Relearn 学び続けよう**
- **Unlocked 新しい自分とみんなを発見し続けよう**
- **AAR cycle まずは、やってみよう**

6. 「ふるさと」をつくる：AAR代謝へ

「カイゼン」：Forecasting 課題を前へ前へと解決し続ける 開放系
評価：起きた課題を解決したか
⇒コツコツと真面目

PDCAサイクル：Back-casting 目的達成型 閉鎖系
評価：目的を達成したか
⇒頑張るけど萎縮

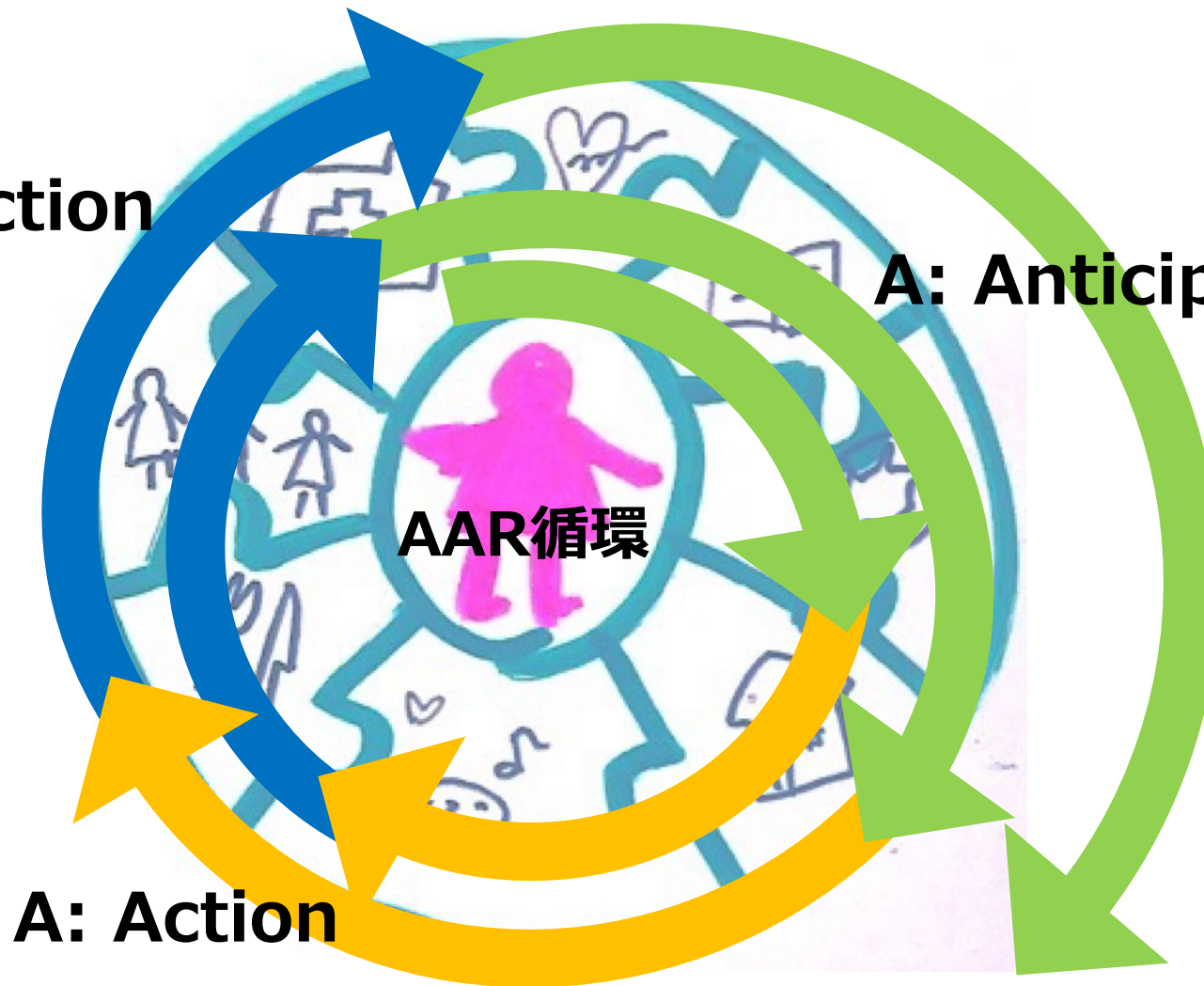
AAR循環(代謝)：Forward-casting(造語)
とりあえずやってみて、変え続ける 開放系試行錯誤
評価：回り続けているか・変化し続けているか・楽しいか
⇒ラテンで悪乗り

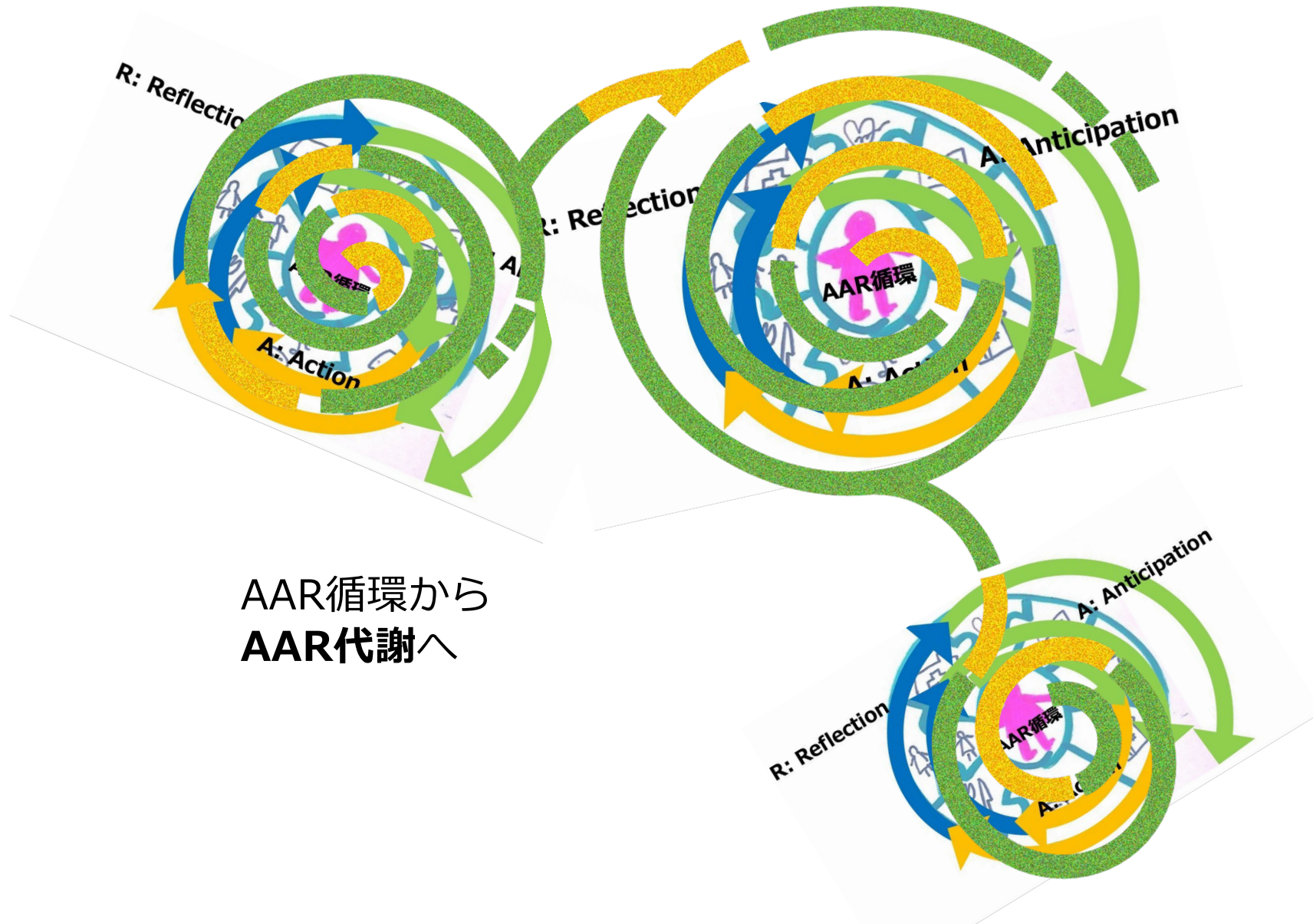
R: Reflection

A: Anticipation

AAR循環

A: Action





「はまコミる」：飯田市公民館実践によるAAR代謝の解釈

人とのよい関係に「はまる」
と、コミュニケーションが生まれる
と、身体が動いて、やってみたくなる、やってみる
と、もっとよい関係に「はまる」
と、もっとコミュニケーションが生まれる
と、．．．．．永遠に楽しさに駆動され続ける
と、コミュニティが変化し続ける

7. 改めて公民館とは、社会教育とは

社会教育に（特定の）「目的」はない（といってもよいのでは？）

社会教育がしっかりしていると、社会に（それぞれの）「目的」が生まれる

一般行政は、社会教育の基盤の上で、有効に機能する

社会教育は「社会」を永続させるための人々の関係を「耕す」営み
⇒これを〈学び〉と呼びたい

社会教育：生きるを支える⇨共生（ともに生きる・平等・社会）

生涯学習：生きるを励ます⇨多様性（個別性・一生涯・個人）

⇨ 生きるをともにする〈社会〉 ⇨ 持続可能な社会の実現

生きるをともにする〈社会〉を
「草の根」から
みんなでつくる

〈学び〉

公民館のウイングを拡げる

公民館「的なもの」も活用する

**住民自身が活用することで、
施設も社会も「学び」化する**

「学び」で社会をつくりなおす

**⇒ ちいさな〈社会〉をたくさんつくる
地域づくりの舞台に**

8. 社会教育主事・社会教育士の新たな役割

社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割

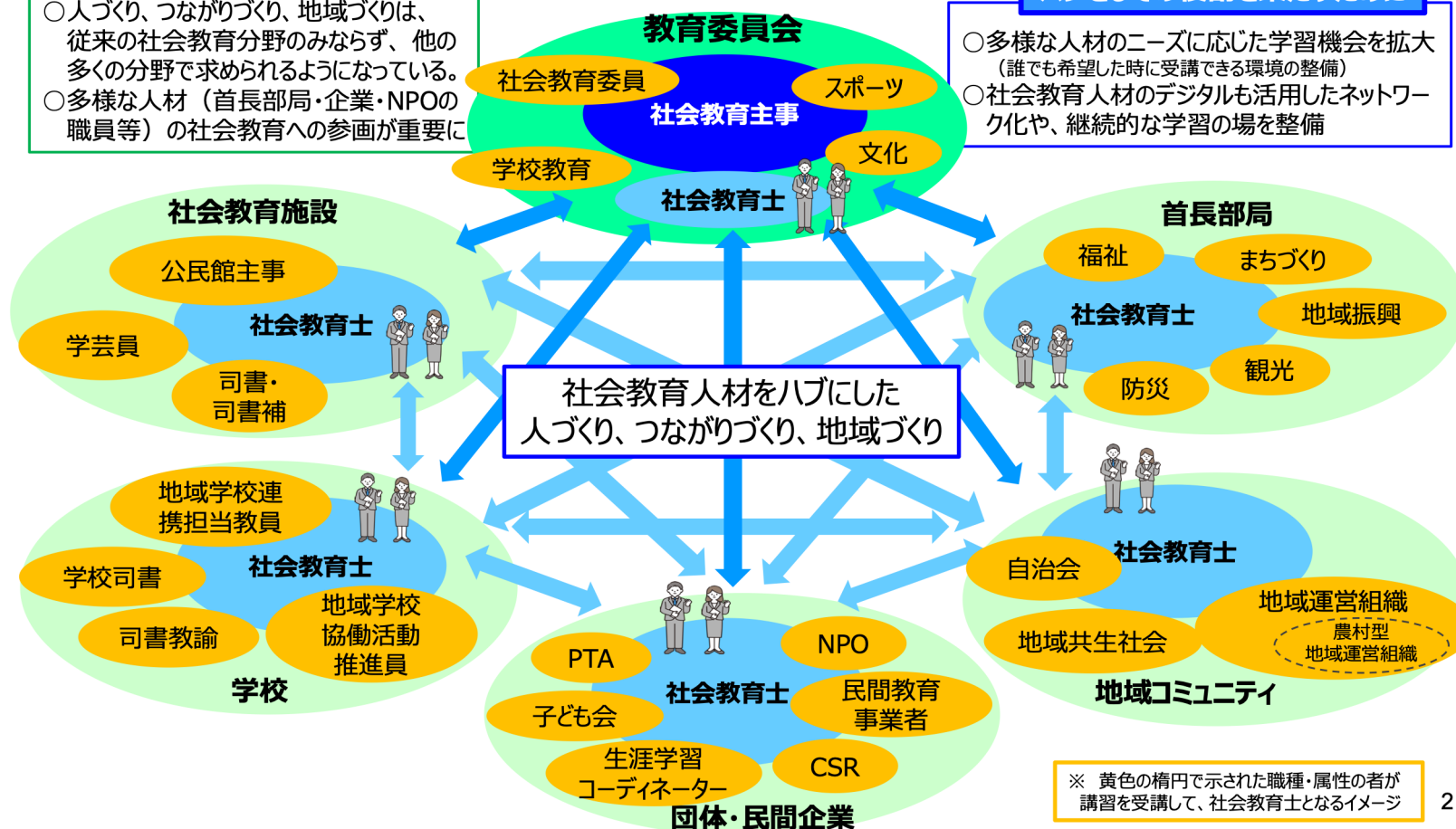


社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになっている。
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備



2

「今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項・具体策）について」（第12期中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会第1回部会20230526資料）

**社会教育主事：様々な行政領域と社会教育(行政)を結ぶ
「地域社会全体のオーガナイザー」**

**社会教育士：それぞれの専門分野において、
社会教育的な手法を用いて活動を展開する
「専門性を様々な場に生かす学びのオーガナイザー」**

第12期生涯学習審議会社会教育人材部会「中間的まとめ」(2023年8月)

9. 自治を耕す社会教育・公民館

誰もが主役、誰もが担い手

**⇒自治を耕し、自治を担う
＝リーダーフルな地域社会へ**

10. Be-ingであることでDo-erになる

Be-ing（社会に被投であることで「かかわり」に措かれる）
である

と

⇒ compassionが発現

⇒ 〈あいだ〉 = 時空間が生まれ

⇒ 自己を生み出し続ける

Do-er（自分への駆動力が生まれて、企投になる）
となる

と

⇒ 〈関係態〉としての自己を認識

⇒ modified affordance

⇒ 自己が自己に被投であり、自己が自己を企投する
民主主義と同じ

「自由」になる

Be-ing であることで Do-er になる

Do-er : やる人・つくる人

Compassion

Generativity

Transcendence

Well-being

「ふるさと」をつくる
「ふるさと」に生きる

「よきこと」をつなげ

次の世代にかかわることで

老年的超越が起こり

「よき存在」となり

それが「よきこと」の連鎖
＝ジグソーパズル型AAR連鎖運動
が起こり

「よき社会」が生まれる